

当期の控除対象外国法人税額に関する
明細書

事業
年度

・ ・
・ ・

法人名

当期の控除対象外国法人税額の計算

当期に納付する控除対象外国法人税額の計算	納付分	納付	円		当期に減額された控除対象外国法人税額	減額分	円			
			控除対象外国法人税額 (別表六(四)[30])	1			納付分に係る減額分 (別表六(四)[32])	13		
当期に納付する控除対象外国法人税額の計算	直	付	控除対象外国法人税額 (別表六(四)[30])	1		当期に減額された控除対象外国法人税額	直接納付分に係る減額分	納付分に係る減額分 (別表六(四)[32])	13	
			利子等に係る控除対象外国法人税額 (別表六(四)(二)[15])	2				みなし納付分に係る減額分 (別表六(四)[33])	14	
		納	付	控除対象外国法人税額 (別表六(四)[31])	3			間接納付分に係る減額分	納付分に係る減額分 (別表六(五)[13])	15
				利子等に係る控除対象外国法人税額 (別表六(四)(二)[16])	4				みなし納付分に係る減額分 (別表六(五)[15])	16
			計 (1)+(2)+(3)+(4)	5			特定外国子会社等に係る減額分 (別表十六の三(二)[17])	17		
	間	接	納	付	納付控除対象外国法人税額 (別表六(五)[9])	6		前期までに減額された控除対象外国法人税額のうち未充当分	計 (13)+(14)+(15)+(16)+(17)	18
					みなし納付控除対象外国法人税額 (別表六(五)[11])	7			・ ・ 期分	19
					計 (6)+(7)	8			・ ・ 期分	20
	税	額	の	計	特定外国子会社等に係る控除対象外国法人税額 (別表十六の三(二)[16])	9		・ ・ 期分	21	
					納付した控除対象外国法人税額計 (1)+(2)+(6)+(9)	10		・ ・ 期分	22	
					納付したとみなされる控除対象外国法人税額計 (3)+(4)+(7)	11		小 計 (19)+(20)+(21)+(22)	23	
					計 (10)+(11)	12		合 計 (18) + (23)	24	
								(24) - (12)	25	
当期の控除対象外国法人税額								(12) - (24)	26	

別表六(二)の二
平十四・四・一以後終了事業年度分

別表六(二の二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第69条《外国税額の控除》及び措置法第66条の7《特定外国子会社等に係る外国法人税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「前期までに減額された控除対象外国法人税額のうち未充当分」の各欄には、減額された控除対象外国法人税額の未充当額（前期分の別表六(三)「当期分」の「当期使用額⑤」の外書の金額）が最近の事業年度の減額分から順次残っているものとした場合の各期別の金額をそれぞれ記載します。
なお、法第69条第4項に規定する適格組織再編成により同項に規定する被合併法人等から事業の

移転が行われた場合は次により記載します。

- (1) 合併法人等においては、被合併法人等の適格組織再編成の日の属する期前の各期において減額された控除対象外国法人税額（合併法人等が移転を受けた事業に係る部分に限ります。）のうち未充当分の金額及び合併法人等の各期において減額された控除対象外国法人税額のうち未充当分の金額をそれぞれ記載します。
- (2) 被合併法人等においては、被合併法人等の各期の控除対象外国法人税額のうち未充当の金額から合併法人等に移転をした事業に係る部分の金額を控除した金額を記載します。